

安
心
し
て
働
け
る
社
会
を
創
る。
。



労働基準監督官

Labor Standards Inspector

採用試験 2020

全ての働く人が 安心して働くことのできる 社会を創る



労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官

加藤 博人 KATO Hiroto

職歴紹介

- 平成3年 任官
- 平成26年 厚生労働省労働基準局監督課
副主任中央労働基準監察監督官
- 同28年 宮城労働局総務部長
- 同29年 北海道労働局労働基準部長
- 同31年 現職

賃金、労働時間などの労働条件の最低基準を定めた労働基準法が昭和22年に制定されてからもう72年。時代は、昭和、平成を経て令和となりましたが、未だ多くの事業場において労働基準法を始めとする労働基準関係法令の違反が認められています。働き方改革を推進していくためにも、その前提として適正な労働条件が確保される必要があります。そのために労働基準監督官が担うべき役割はますます重要になっています。労働基準監督官は監督指導業務、安全衛生業務、そして労災補償業務の各業務において、労使双方とコミュニケーションを十分に図りながら一步步着実に業務を進めていくことが求められ、決して華やかな職業とはいえないのかも知れません。しかし、労働基準監督官として熱意と正義感をもって活躍するあなたにより、全ての働く人が安心して働くことのできる社会が創られていくのです。

労働基準監督官とは

全国では、約 410 万の事業場で約 5,300 万人が働いています。働く人が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。

CONTENTS

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| P.2 主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ | P.12 安全衛生業務について |
| P.4 労働基準行政の組織 | P.13 労働基準監督署以外での活躍 |
| P.5 労働基準監督官の仕事 | P.14 若手労働基準監督官座談会 |
| P.6 労働基準監督官のキャリアパス | P.16 ワーク・ライフ・バランス |
| P.8 監督指導業務について | P.18 採用3年目若手労働基準監督官の一日 |
| P.9 監督指導の流れ | P.19 Q&A |
| P.10 司法警察業務について | P.20 試験要綱 |
| P.11 労災補償業務について | |

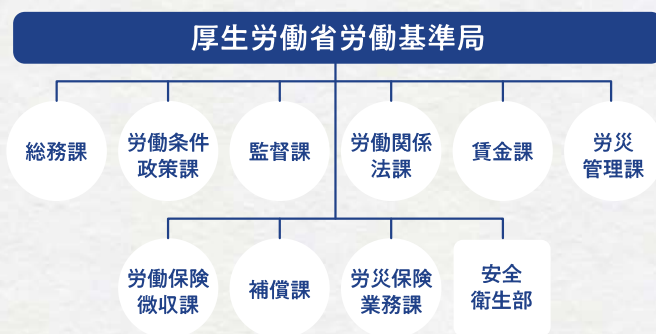


労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。

また、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構 労働大学校が設置され、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働者健康安全機構 安全衛生総合研究所があります。

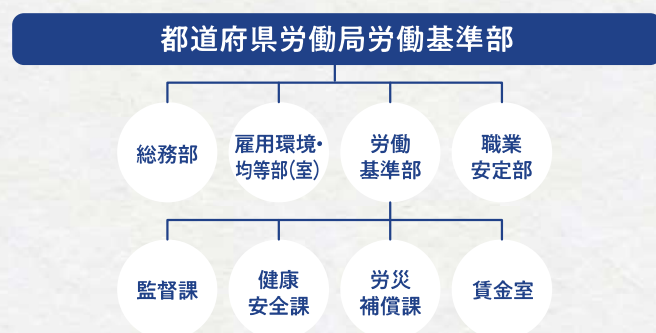
厚生労働省労働基準局

厚生労働省労働基準局は、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。



都道府県労働局労働基準部

都道府県労働局労働基準部は、各都道府県の実情を踏まえた労働基準行政の運営を行うとともに、管内の各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。



※都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。

労働基準監督官の仕事

監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などに対して使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

安全衛生業務

労働安全衛生の専門的知識を生かして、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害や健康障害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導などを行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

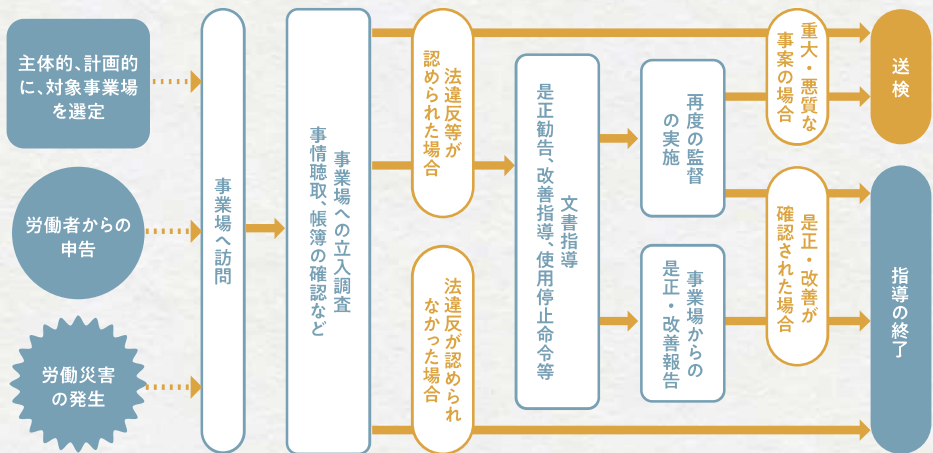
司法警察業務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

労働災害補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の、業務上または通勤による負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聞き取り、実地調査、医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、保険給付を行っています。

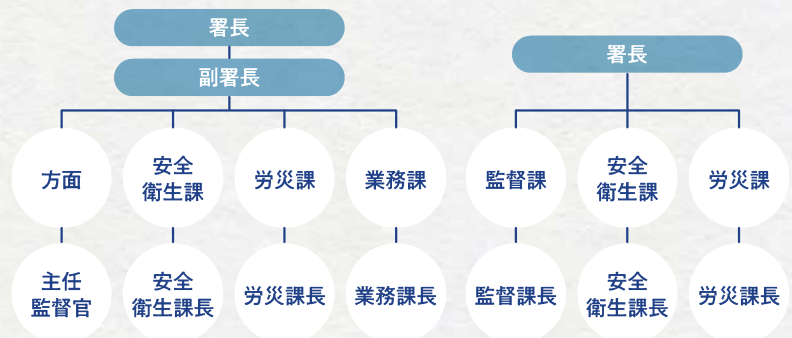
監督指導の一般的な流れ



労働基準監督署

労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政の第一線機関として、行政活動の多くを労働基準監督署において展開しています。

労働基準監督署の組織と体制の例





自分の得意分野や 経験を活かせる仕事です。

北海道労働局小樽労働基準監督署長

小原 信也 OBARA Shinya

平成3年度任官

平成29年4月 旭川労働基準監督署副署長

平成30年4月 北海道労働局安全課 副主任安全専門官

平成31年4月 小樽労働基準監督署長

平成31年4月～(現職) 小樽労働基準監督署長

労働基準監督署の業務は、庶務、監督指導、安全衛生、労働保険料の徴収、労災補償と多岐にわたります。

署長は、これらの業務を統括管理するとともに、行政の活動内容について、広く周知する役割を担っています。特に、今年度は、働き方改革関連法により、改正労働基準法等が順次施行されています。各種業界団体の会合など、あらゆる機会に、その内容を周知し、監督署の活用をアピールすることも署長の職務の一つです。

印象に残っている経験

1～2年目 札幌東労働基準監督署 一般職員

3年目 名寄労働基準監督署 一般職員

上司や先輩に同行し、食料品製造工場、地下鉄建設工事現場、家具製造工場など多種多様な現場で、監督指導に関する実践的な研修を受けました。あらゆる業種の現場を経験できる仕事は他にはないと思います。

ある日、死亡災害の調査に同行しました。当時の私より若い20代前半の働く方が亡くなった災害でした。当たり前のように存在する毎日が当たり前ではないということ、1日のうち多くの時間を過ごす働く場の安全確保の大切さを痛感し、労働基準監督官の使命を強く認識しました。

25～26年目 札幌中央労働基準監督署 第一方面主任監督官

第一方面主任監督官は、あらゆる情報から、監督実施計画を作成し、各労働基準監督官の適性を見極め、担当する事案を割り振りして、最大限の行政効果を挙げるという重責を担っています。悪質な法違反が認められた事案の捜査についても、中心的な役割を果たしながら、若手労働基準監督官の教育研修も行います。大変でしたが、非常にやりがいのある職務です。

28年目 北海道労働局安全課 副主任安全専門官

労働局の安全課は、局管内の労働災害防止対策を担う部署です。

前年、北海道における労働災害による死亡者数は全国最多でした。

建設工事を発注する機関や各業界団体等に対して、説明会を開催するなど、労働災害防止に関する協力を要請しました。

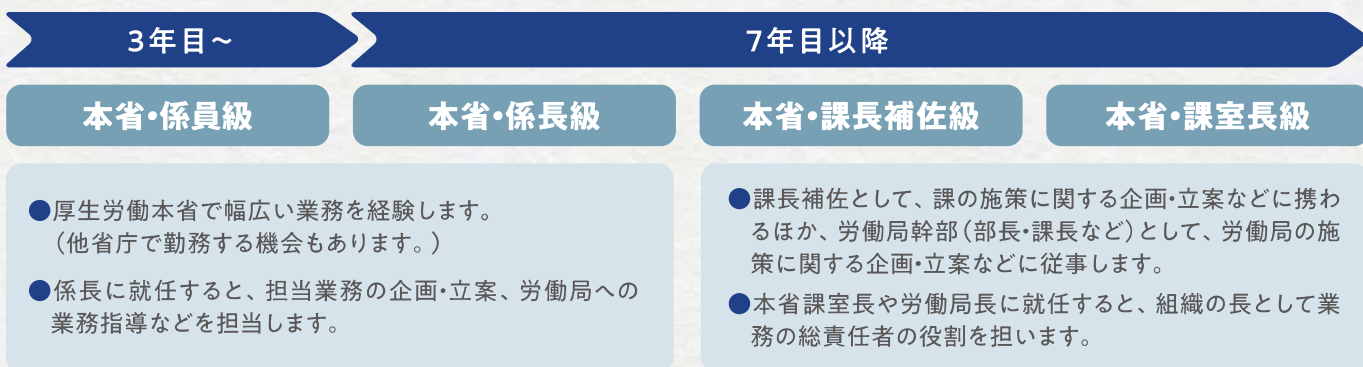
最終的に北海道における労働災害による死亡者数が減少し、過去最少の年間死亡者数となりました。すべての人が安心して働ける社会を実現することが我々の使命であると再認識しました。

労働基準監督官のキャリアパス



■厚生労働本省で勤務する場合

※本人の希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。
 ※係員級での本省勤務後は、本人の希望を踏まえ、採用された労働局に勤務する場合と、引き続き本省で勤務する場合があります。



キャリアパスを支える研修制度

採用後1年間の研修のほか各種研修があります

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修・実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修を約3か月間にわたり受講することになります。研修の内容は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっています。

このほか、定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。

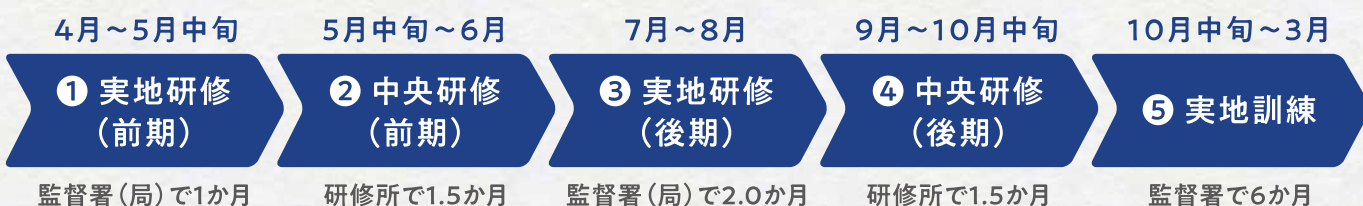
新任中央研修



労働基準関係法令の講義



司法実務演習(取調べ)





三重労働局四日市労働基準監督署
第一方面主任監督官

久留原 郁子 KURUHARA Ikuko

平成6年度任官

私たちの心意気が、 働く人たちの笑顔につながる

来署相談の方が、相談を終えてほっとした表情で帰られる、監督指導を受けた事業場担当者から「改善するための良いチャンスをもたらした」と言われる、賃金が支払われず困っていた働く人の賃金が支払われ、「ありがとうございました」と言われる。

国民の皆さんに笑顔になっていただくため、私たち労働基準監督官は、元気、やる気、根気で日々精進することが求められています。

Q. 現在の仕事内容は？

働く人やその家族などから長時間労働、賃金不払残業などの相談が多く寄せられます。

私は、プレイングマネージャーとして、労働基準監督官が実施する監督指導業務に関する計画を策定し、その実施状況を確認し、部下に必要な指導をするほか、監督指導、労働相談対応、説明会での法令等の説明などを行っています。

Q. 労働基準監督官になって良かったことは？

労働基準監督官は、監督指導を通して、様々な業種の現場を見たり、あらゆる立場の方と話をしたりするため、常に多様な視点で物事をとらえる機会に恵まれています。数多くの経験を積むことが自分自身の成長にもつながる労働基準監督官の仕事に就けて大変良かったと思います。

Q. 印象に残る仕事は？

私は文系で、工学分野の知識に乏しいところがありましたが、司法事件の処理で理系の労働基準監督官と一緒に捜査し、捜査に行き詰まると意見を戦わせ、お互いの知識で補いながら、書類送検をすることができました。

自分の専門分野以外にも取り組むことがありますが、周囲に助けられながらも日々努力し、粘り強く仕事をするのが重要だと考えます。



部下からの相談

部下が仕事に悩まないよう、相談にのります。



署内会議

毎月の方針や懸念事項などについて検討します。



コンビナートへの監督指導

作業着やヘルメットを着用して監督指導を実施します。



「働き方改革」に関する説明

労働基準法の改正内容などについて、説明会を行います。

大切なのは「真実を追求する情熱」

私は労働基準監督署の監督指導業務を統括する立場であり、自らも多くの現場に赴き、指導を行っています。

監督指導を行う際に、なにより大切なのは「真実を追求する情熱」であると考えています。労働基準監督官が扱う事案は必ず事案ごとに異なった事情や背景が存在し、中には事実を紐解くことが困難なものもあります。それらを丁寧かつ粘り強く調査・分析して事実を的確に把握する。これにより適切な指導を行うことができ、ひいては健全な労働環境を作り出すことができると信じ、日々の業務に励んでいます。



高知労働局須崎労働基準監督署
監督・安衛課長

佐藤 健一 SATO Kenichi

平成23年度任官

監督指導の流れ

1 事業場を臨検



監督対象となった会社に臨検（立入調査）を行います。

2 現場の安全衛生管理状況を確認



会社の事務所だけでなく、工場内にも立ち入り、機械や設備が法令に定められた安全衛生基準を満たしているか、一つ一つ丁寧に確認していきます。

4 是正勧告書の交付



調査した結果、法違反が認められた場合には、事業主あてに是正勧告書を交付します。その際には、法違反の内容を十分に説明し、どのように是正すれば良いのかについても分かりやすくアドバイスしています。

3 労務管理書類を確認



タイムカード、賃金台帳などの労務管理書類の提示を求め、会社の労務管理状況に問題がないかを確認します。状況を正確に把握するため、会社の担当者の話をしっかり聞くことを心がけています。

5 監督復命書の作成



帰庁後、臨検の結果や指導した内容を取りまとめた報告書（監督復命書）を作成します。

6 是正の確認



事業場からの是正報告書により、指導した法違反が是正されているかを確認します。また、必要に応じ、再び事業場に赴き是正を確認することもあります。



大阪労働局東大阪労働基準監督署
第二方面主任監督官

芦田 圭 ASHIDA Kei

平成10年度任官

熱い心と冷静な判断力で 犯罪事実を立証する

司法事件の捜査は、入手した証拠を分析して犯罪事実を特定する地道な作業の積み重ねです。

例えば、違法な長時間労働を立件するためには、働く人ごとに労働時間を集計して、違法な時間数を特定しなければいけません。犯罪を許さない熱い心と論理的に事実を追求する冷静な判断力をお持ちの皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

Q. 現在の仕事内容は？

監督指導業務と並行して、司法事件を自ら捜査するとともに、採用2年目と3年目の部下が担当する司法事件の捜査補助や進行管理を行っています。

労働基準監督官は、取調べ等の刑事捜査を行う法律上の権限を与えられているため、早い時期から司法事件を担当する機会を得られます。



1 事案の検討

署内会議で、捜査の計画を立て、捜査方針を決定します。

Q. 労働基準監督官として 心がけていることは？

「初心忘れるべからず」です。1年目に初めて一人で対応した窓口相談が「会社が倒産して社長が夜逃げしたため、お給料をもらっていない」という働く人からの相談でした。話を聴くうちに、賃金が支払われないまま職を失ってしまった働く人の事情を思い、涙が出てしまいました。

私は任官21年目ですが、働く人と使用者の立場を思いやる気持ちを忘れないようにしています。

Q. 印象に残る仕事は？

新卒採用の働く人が、工場の機械に挟まれて8本の指を切断した労働災害に関する司法事件です。

工場の責任者は、機械の誤作動を主張して会社の責任を否認しましたが、工場の現場検証や専門業者による機械の鑑定を行い、客観的に機械の誤作動の可能性はないことを立証して捜査を取りまとめました。結果、検察庁と裁判所においても、法違反の罪が認められ、罰金刑が確定しました。



2 捜索・差押え

捜査を進める上で、住居等に立ち入ったり、所有物を差し押さえたりする必要が生じた場合には、裁判官のあらかじめ発する令状により、捜索や差押えを行うことがあります。



逮捕する場合があります

司法警察職員である労働基準監督官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の発する逮捕状により、被疑者を逮捕することもあります。



3 証拠物の分析

入手した証拠物を分析し、立件に必要な労働時間数などを特定します。



4 取調べ

被疑者や参考人の出頭を求め、取り調べることができます。被疑者や参考人の供述は、調書に録取します。



5 検察庁への送検

捜査した事件について、捜査書類や証拠物を地方検察庁へ送ります。

労災補償業務について

労働基準監督官は、労災補償業務に従事することもあります。

不幸にも工作中的の事故により負傷したり、仕事が原因で病気になったりと、多くの労働災害が発生している現状があります。そうした場合は、事業場に対して再発防止の指導を行うこととなりますが、その一方で、被災した働く人やそのご遺族への早期救済を図るため、治療費や休業している期間の補償、ご家族を失ったご遺族の方への補償を、労災保険により行っています。

労災補償業務においては、労災請求がなされた場合に、仕事や通勤が原因で発生した災害であるかを調査しますが、特に過労死等の事案などは、事業場、被災者、同僚などからの聴取に加えて、主治医や専門医から医学的な意見を求める等の調査を行い、保険給付を行うかどうか判断しています。





福岡労働局北九州西労働基準監督署
安全衛生課 地方産業安全専門官

酒匂 祐作 SAKOU Yusaku

平成20年度任官

働く人の安全と健康を守るため、 挑む分野に限りはない

働く人の安全と健康を守るため、様々な分野の知識を駆使して事業場を指導しています。例えば、メンタルヘルス対策の取組を説明する際は、法制度だけでなく、自殺率の国際統計、経済的な損失に関する研究結果なども説明し、その取組の重要性を事業場に理解してもらうようにしています。法律の知識に加え、関連する専門的知識を日々習得しながら仕事に生かせることが、労働基準監督官の魅力のひとつだと思います。

Q. 現在の仕事内容は？

工場、建設現場、飲食店等の全ての業種で、仕事の原因のげや病気が発生しないよう、事業場の特徴を勘案して総合的に指導します。また、労働災害が発生すれば、現場を調査して原因を突き止め、再発防止対策について指導します。そして、建設工事や機械設置の届出について審査を行い、危険なものに対しては計画・設計の変更を指導します。その他、労働安全衛生講習会において説明なども行います。

Q. 労働基準監督官になって良かったことは？

人間は、大なり小なり、変化を好まない側面があると思います。事業場も同様で、働く方の安全衛生の確保を図るための指導であっても、なかなか改善をしてくれない場合があります。

そのようなときも、改善の必要性を丁寧に説明し、粘り強く指導を続け、危険な作業方法や有害物質の取扱いが改められたとき、労働基準監督官になって良かったと感じます。

Q. 印象に残る仕事は？

現在、転倒災害防止が行政課題のひとつとなっています。「転ぶ」という言葉に軽い印象を持つ方もいるかもしれませんが、亡くなったり、長期の療養を余儀なくされたりする働く人は相当数います。

「何もない床で転んだときの対策が思いつかない」との事業主からの相談をきっかけに、専門家と連携し、研究を重ね、労働者の身体面の対策として、「健脚!ぐるぐる体操」を考案し、その体操の動画を携帯電話で簡単に見てもらえるような新たなツールを作成しました。事業場からも一定の評価を得ることができ、印象に残っています。



災害調査

災害発生現場において原因を特定するため、災害発生現場の状況の把握を行います。



届出書類の審査

建設工事の計画届等について審査を行い、必要に応じて変更を指導します。



転倒災害防止 対策の説明

考案した転倒防止体操などについて、労働安全衛生講習会にて説明を行います。

労働基準監督署以外での活躍

都道府県労働局



神奈川労働局長
荻原 俊輔 OGIHARA Syunsuke
昭和58年度任官

自分自身の成長を目指して

労働基準監督官は、大企業の事務所から町工場に至るまで、働いている方がいるすべての事業場に立ち入って労働の実態を把握することができます。

色々な現場を体験することで自分自身の視野を広め、成長することができる仕事だと思います。

労働行政を展開するには、現場の経験が不可欠です。自分自身を成長させ、社会に大きく貢献できる労働基準監督官の仕事に携わってみませんか。

時流を読んで施策を企画する

労働局監督課は管下労働基準監督署を指揮するほか、中長期的観点で県内企業全体への波及効果を狙った施策を企画しています。その際に重要なことは、地域のニーズを把握し、時流を読んで数年先の労働基準監督行政に何が求められるのかを考えることです。

大局的観点から仕事ができるのも労働基準監督官の魅力です。



福井労働局
労働基準部監督課長
藤代 岳志 FUJISHIRO Takeshi
平成18年度任官

厚生労働本省



労働基準局労働条件政策課
企画調整第一係長
小林 夏樹 KOBAYASHI Natsuki
平成20年度任官

プロフェッショナルというやりがい

労働行政の強みは、政策の立案から施行までを国が一貫して担っている点にあります。私は現在、公労使の代表が労働条件に関する法案や政策を審議する労働条件分科会の運営に携わっています。現場での法施行事務から本省での政策立案までを仕事にできる労働基準監督官は、労働行政の強みを支えるプロフェッショナルです。やりがいのあるキャリアを歩んでみませんか。

働き方の未来を創る

私は、厚生労働省の政策を統括する部署で、「AIが進展する中での労使コミュニケーション」という最先端のテーマの検討会を運営しています。

『日本の労働の半分はAIに代替される』という予測もある中、これからの日本の労働政策はどうあるべきかを検討しています。

労働基準監督官として現場で培った技能(Art)と着想(Idea)で、AI時代の働き方の未来を創っています。



政策統括官付 政策統括室
調整第一係長
大石 奈津生 OISHI Natsuki
平成24年度任官



労働基準局監督課
監督係
古川 勝也 FURUKAWA Katsuya
平成25年度任官

現場目線の政策を目指して

本省監督課では、全国の労働基準監督官の司令塔として、その時々々の社会情勢を踏まえて、監督業務運営方針を策定し、労働局からの相談などを通じて現場のサポートを行っています。

働く方誰もが安心して働くことができる社会を創るため、第一線の労働基準監督署での経験を活かして、本省において政策の企画・立案業務にも携わることができることも、労働基準監督官の魅力です。



若手労働基準監督官座談会

1、2年目の労働基準監督官の ホンネを聞いてみました

Q. 志望動機は？

(渡邊)大学の友人がアルバイト先での長時間労働によって身体を壊してしまい、大学まで辞めることになってしまいました。その後、労働基準監督署の存在を知り、友人のように働いて身体を壊すような人を無くしたいと強く思うようになり、労働基準監督官を志望しました。

(田口)私は前職で人事労務管理の仕事をしており、職場の労働環境を改善していくことの大切さと難しさを日々実感してきました。働く人と使用者の間に立ち、双方にとってより良い労働環境を作り上げることに貢献できる労働基準監督官の仕事に魅力を感じ、志望しました。

(川添)私の場合は、理系の採用枠があるということをきっかけに労働基準監督官の存在を知りました。労働条件の改善と職場の安全確保に向けて専門的な立場からアプローチできる仕事内容に興味を持ち、志望しました。

滋賀労働局
労働基準監督A

渡邊 奏恵

WATANABE Kanae

平成30年度任官



Q. 仕事のやりがいは？

(猪俣)監督指導をきっかけに、事業主の方に、法令の趣旨や内容を理解いただき、労務管理を改善していただいたときは、非常にやりがいを感じます。“安心して働ける職場にした”という私たちの想いが伝わったと実感できた時は達成感があります。

岡山労働局
労働基準監督A

小椋 悠太

OGURA Yuta

令和元年度任官



Q. 仕事をしていて大変だったことは？

(渡邊)事務所だけでなく、工場や建設現場などさまざまな事業場に立ち入り、指導することになるので、幅広い分野の専門知識が必要となります。自分の知識不足から壁にぶちあたることもありますが、分からないことを自分で調べて一つ一つ知識を積み重ねていくことにやりがいも感じます。

(齋藤)労働問題は労使間の感情的なもつれから生じることも多く、そのような状況で事業主に法律の趣旨を理解してもらい、法律に沿った対応をしていただくことが大変なこともあります。労使双方の立場をよく理解した上で説明ができるように心がけています。

Q. 仕事で心がけていることは？

(猪俣)事業主には単に法違反を指摘するだけでなく、例えば安全衛生に関することであれば、その法違反によって働く人にどのような健康被害が及ぶのか、どうして危険なのかが伝わるよう是正の必要性を丁寧に説明し、具体的な取組方法についてもアドバイスを行うなど確実に是正してもらえるよう心がけています。

(小椋)労働相談では、法律の説明などが難しくなりがちなので、分かりやすく伝えられるように心がけています。そのために、新たに学んだ法律の知識は一度自分の中で分かりやすく整理するようにしています。



鳥取労働局
労働基準監督B

川添 初香

KAWAZOE Ujika

令和元年度任官





大阪労働局
労働基準監督B
猪俣 あすか
INOMATA Asuka
平成30年度任官

Q. 採用される前と後とで、仕事に対するイメージは変わりましたか？

(川添) “労働基準監督官といえば監督指導”というイメージがありましたが、監督指導だけでなく、宿日直の許可申請などの実地調査を行うこともあれば、説明会で法律の説明することもあります。労働基準監督官の業務内容も多様だと気付かされました。

(齋藤) いろいろな業種の事業場の方とお話する機会がありますので、法律だけでなく建築や化学などの幅広い知識が必要であり、様々な分野に興味を持ち、勉強することが必要だと感じています。



秋田労働局
労働基準監督A
田口 曜彦
TAGUCHI Akihiko
令和元年度任官

Q. 職場の雰囲気は？

(田口) 法令の内容や業務の流れについて分からないことがあれば、忙しい中でも丁寧に教えてくださる上司や先輩ばかりです。非常に風通しのよい職場で、一つ一つの事案について一人で進めるのではなく、署全体で解決していこうとする雰囲気があると思います。

(渡邊) 私の職場も、非常に風通しがよいです。上司からはよく声をかけていただけるので、何かあった時にはすぐに相談することができます。また、自分が担当している案件であっても、署一丸となってサポートしてもらえるので、一人で抱え込む必要がなく、安心して仕事ができます。

Q. 残業時間はどれくらいありますか？

(小椋) 今のところは月に5~10時間ほどです。一人に業務が集中しすぎないように上司が業務を配分してくれます。仕事に行き詰まっていると先輩がアドバイスをくれますし、計画的に仕事を進めて、できる限り定時に帰るよう心がけています。

Q. 年次有給休暇はとれていますか？

(田口) きちんと取れています。年休の取得予定や取得状況について上司が気を配っており、「マンスリー休暇」という月に少なくとも1日以上は年休をとるよう奨励されているので、年休は取得しやすいと感じています。



東京労働局
労働基準監督A
齋藤 恵介
SAITO Keisuke
平成30年度任官

Q. 大学で学んだ専門分野は仕事で役に立っていますか？

(齋藤) 大学では法律を専攻していましたので、業務に必要な法律は苦手意識なく学ぶことができました。また、司法警察業務においては、刑事訴訟法等の法律に関する知識が必要となることもあり、大学で学んだことは役立っています。

(川添) 塗装を行う工場などで、化学物質である有機溶剤が使われていることがよくあります。私は大学で化学を専攻していましたので、有機溶剤に関する名前や性質等の知識は役に立っていると思います。

Q. 新任労働基準監督官研修・実地訓練を経験して採用前と比べて成長できたと感じることは？

(猪俣) 私は理学学部出身で、全く法律の知識がなかったので、研修や実地訓練で知識を身につけることができ、監督指導や相談に対して、自信を持って臨めるようになりました。また、実地訓練も諸先輩方の姿勢をみることで、座学では分らなかった対応方法等を学ぶことができました。

(小椋) 研修では、様々な知識を身につけることができましたのはもちろんのこと、演習等を通じて業務のイメージを固めることができました。また、労働基準監督官としての自覚が芽生え、更なる知識の習得と業務への意欲が高まりました。



長野労働局松本労働基準監督署
第二方面主任監督官

上田 昌美 UEDA Masami

平成18年度任官

- 平成26年 結婚(長野局岡谷署)
- 平成28年 出産
- 平成28年~29年 育児休業(約11か月)
- 平成29年 復帰(長野局松本署へ異動)
- 平成31年4月より 現職

Q. 妊娠中から産前休暇前までの職場のサポートはいかがでしたか?

妊娠中は労働基準監督署の安全衛生課に所属していましたが、建設現場などの高所に上らなければならない現場への指導やクレーンなどの検査などは上司が引き受けてくれました。機械の設置等に関する届出審査等、庁内でできる業務を中心に行いました。

Q. 育児をするにあたっての職場や上司のサポートはいかがでしたか?

育児休業の取得に当たり、当時の署長からは「育児休業中の業務体制は何とかするので、子どもが3歳になるまで、好きなだけ取っていいよ」と力強いお言葉をいただきました。

結局、保育園の入園状況を考えて、約1年での復帰となりましたが、復帰後は、育児時間の取得により16時を終業としましたので、16時近くになると、先輩が窓口や電話対応を代わってくれたり、上司が遠方への出張や宿泊を伴う出張・研修について配慮してくれたり、周りからの様々なフォローに感謝しています。



Q. 女性であることで、仕事上苦勞したことはありますか?

監督指導の際、会社の方に女性労働基準監督官であることに驚かれることもありましたが、女性であることで業務上苦勞したことは特段ありません。ただ、妊婦のときにおなかが大きくなって作業服が入らなくなり、急ぎょ男性用作業服を手配したということはありません(笑)

Q. 女性も働きやすい職場だと思いませんか?

男女を問わず、日頃から、子どもの授業参観日や家庭訪問などのために積極的に年次有給休暇を取得する環境があり、男女問わず仕事と家庭を両立することや、子育てに理解がある方が多く、ライフサイクルの変化にも柔軟に対応できており、とても働きやすい職場だと感じています。

☑ 子育て中の労働基準監督官の1日



職場の方々の理解とサポートのおかげで、 仕事と育児を両立できています。

現在は、監督業務を離れ、個別労働紛争解決制度に係る業務を担当しています。今は、3番目の息子も小学校に入学し、フレックスタイム制度、時間単位取得の年次有給休暇を活用し、送迎や学校行事・PTA活動への参加に充てています。

両立支援の制度が整っており、制度を利用するための職場の方々の理解とサポートのおかげで、その時々
の状況に応じて仕事と育児を両立させる
ことができます。



- 平成18年 結婚(岩手局一関署)
- 平成20年 第1子・第2子出産
- 平成20年~21年 育児休業(約13か月)
- 平成21年 復帰(福島局郡山署へ異動)
- 平成24年 第3子出産
- 平成24年~26年 育児休業(約23か月)
- 平成26年 復帰(福島局福島署)
- 平成30年4月より 現職



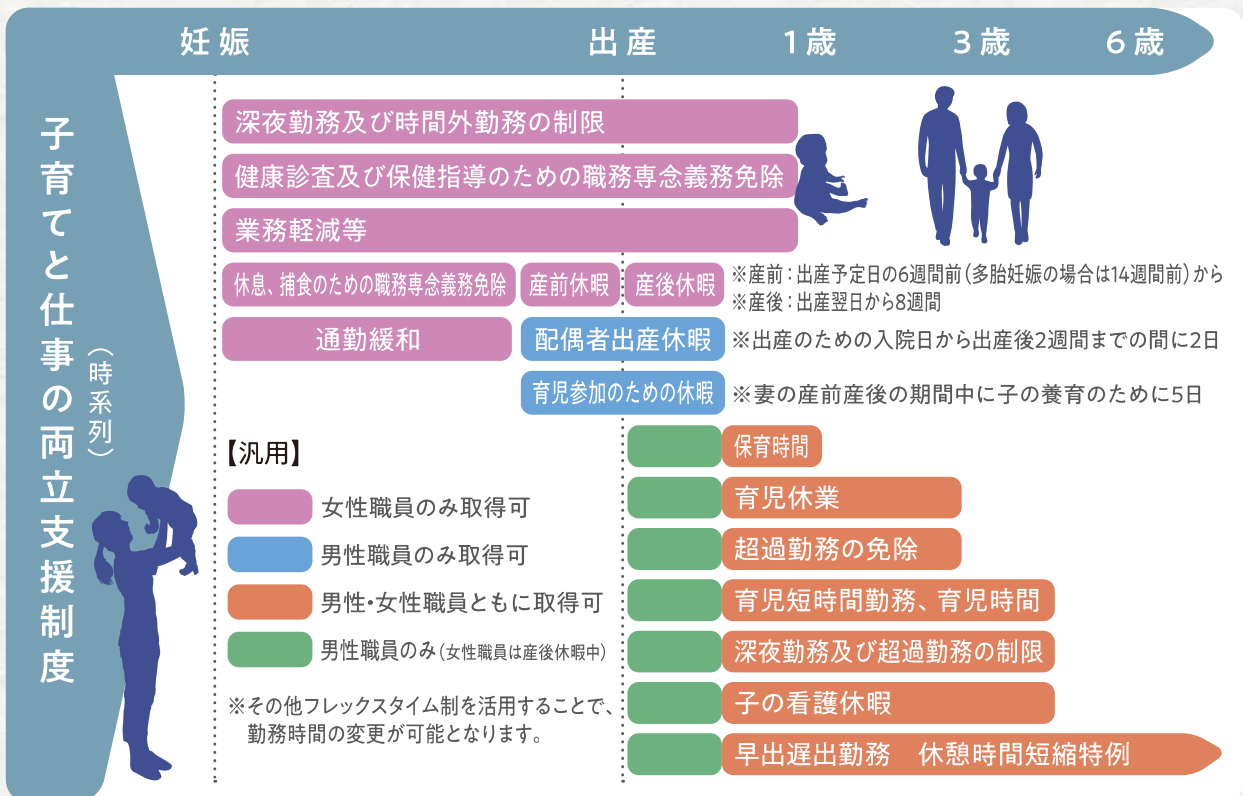
福島労働局雇用環境・均等室 労働紛争調整官

葛西 翠 KASAI Midori

平成14年度任官

子育てと仕事の両立支援制度

子どもが3歳になるまで育児休業を取得することができるほか、育児短時間勤務や子の看護休暇など、子育てと仕事を両立することができるよう、多様な両立支援制度が用意されています。それぞれの職員の育児の事情に応じた制度を利用することで、子育てをしながらでも、活躍し続けることができるようになっています。



8:15 出勤



スケジュールとメールをチェックし、今日1日のやることを整理します。

8:30 署内会議



署内会議では、監督計画の割り振りや、各自担当する事案の進捗状況を報告し、今後の対応を組織的に検討します。一人に負担が偏らないよう、仕事を調整してもらえます。

9:30 建設現場への監督指導



作業服、安全靴、ヘルメットなどを着用し作業場内をくまなく確認。危険な作業があればその場で指導します。

休日・アフターファイブの過ごし方

休日



この前の連休は職場のメンバーと登山へ。山登りの楽しさに目覚めたかもしれません。

長期休暇は海外旅行に行くなど、趣味を満喫しています。休みがとりやすいのもこの仕事を選んでよかったと思えるところです。

懇親会



業務終了後は、同じ部署の方々と親睦を深めるため、食事に行くこともあります。

女性労働基準監督官で女子会をひらいたり、若手同士でご飯を食べに行ったり、アフターファイブも楽しく過ごしています。



愛知労働局 津島労働基準監督署

八野井 めぐみ YANOI Megumi

平成29年度任官

12:00 昼休み



同僚と近くのお店でランチ。1時間しっかり休憩してリフレッシュし、午後の仕事も頑張ります。

17:15 退勤

明日やることをリストアップし、机を片付けて今日の業務は終了です。

13:00 捜査(参考人取調べ)



違法な時間外労働を行かせた疑いのある事件について、参考人から、時間外労働の業務内容を詳しく聞き取りします。

16:30 上司に相談

聴取の結果を上司に報告し、今後の捜査の方針について打ち合わせします。

困ったことがあるとその都度相談にのってもらえるので、一人で不安を抱え込むことはありません。



Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

A. 労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。

したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができ、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

なお、労働基準監督官試験には、A(法文系)、B(理工系)の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与・昇進等の処遇に違いはありません。

また、採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっていますので、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます(7ページ参照)。

Q. 採用面接、異動・転勤について教えてください

A. 労働基準監督官試験を最終合格された方は、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。第1希望の都道府県労働局で採用に至らなかった場合は、第2希望以下の労働局で採用面接を受けることになります。

採用後は主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務しますが、採用後の3年目からの2年間、13年目からの2年間については、採用された労働局とは別の労働局管内で勤務します。

※13年目からの他局勤務について、結婚、出産、育児、介護等の事情がある場合には、他局勤務の時期を早い時期又は遅い時期に変更することもあります。

Q. 給与、勤務時間・休暇について教えてください

給与

職員初任給

行政職俸給表(一)1級の
第26号俸(183,900円)

※大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。

※「一般職の職員の給与に関する法律」が改定された場合には、上記給与額に変更が生ずることがあります。

勤務時間・休暇

勤務時間

原則として週38時間45分

休日

土曜、日曜、祝日法による休日、
年末年始(12/29~1/3)

年次有給休暇

年20日(採用の年は15日)

そのほか、特別休暇として、夏期休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

グローバルな出向先

国際舞台で活躍する労働基準監督官



在インドネシア大使館 三等書記官

芦田 和重 ASHIDA Kazushige

平成25年度任官

大使館では、労働担当書記官として、日系企業の労働問題の解決支援、二国間協力の調整、各種協定文書の作成に向けた交渉等を行います。

日常で経験する様々な点が日本とは違っており、戸惑うことも多いですが、書記官という業務はとてもやりがいがあります。

労働基準監督官の仕事は、第一線の労働基準監督署における勤務を基本としつつ、国際舞台を含めた幅広いフィールドでの活躍が期待されています。様々な驚きと感動が待つキャリアを歩んでみませんか。



労働基準監督官採用試験募集要項

● 試験日程



● 採用予定者数

- 労働基準監督A(法文系)約185人
- 労働基準監督B(理工系)約45人

● 試験の程度

- 大学卒業程度

● 受験資格

- 平成2年4月2日~平成11年4月1日生まれの者
- 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

● 第1次試験

基礎能力試験(択一式)

※A区分・B区分共通

■ 知能分野27題

(文章理解[11]、判断推理[8]、数的推理[5]、資料解釈[3])

■ 知識分野13題

(自然・人文・社会[13](時事を含む。))

専門試験(択一式)

- A** ■ 必須問題12題(労働法[7]、労働事情[5])
 ■ 選択問題36題中28題(憲法行政法・民法・刑法[16]、経済学・労働経済・社会保障・社会学[20])
- B** ■ 必須問題8題(労働事情[8])
 ■ 選択問題38題中32題(工学に関する基礎[38])

専門試験(記述式)

- A** ■ 労働法1題、労働事情1題
- B** ■ 必須問題1題(工業事情)
 ■ 選択問題3~5題中1題(工学に関する基礎)

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎棟1号館	098-868-4003

